

## 7 その他変更事項

### ① 開札立会人の数の変更

開札立会人の数を「3人」から「2人」に変更します。

#### 〔適用日〕

平成21年7月6日以後の新たな入札公告及び指名通知による入札から適用します。

### ② 開札立会人すべてが立会いを辞退した場合の対応

開札立会人すべてが立会いを辞退した場合、開札は入札公告又は指名通知書により示した開札日時に予定どおり執行いたします。

なお、この場合、開札には、当該入札事務に関係のない市職員が1名立ち会います。

#### 〔適用日〕

平成21年7月6日以後の新たな入札公告及び指名通知による入札から適用します。

### ③ 1番低い額の入札が複数あった場合の対応

有効な入札のうち、失格を除き、1番低い額の入札が複数あった場合には、これまでどおり、くじ引きで第1落札者候補者を決定します。

この時、開札立会人の中に当該入札を行った者がいれば、その者がくじを引き、また、いない場合には、その者に代わって当該入札事務に関係のない市職員がくじを引きます。

なお、開札立会人すべてが立会いを辞退した場合においても、入札者に代わり、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引きます。

#### 〔適用日〕

平成21年7月6日以後の新たな入札公告及び指名通知による入札から適用します。

### ④ 入札無効の取り扱い

鉛筆など消滅しやすい方法により記入された入札については、入札無効となることを入札無効の規定に明記します。

#### 〔適用日〕

平成21年7月6日以後の新たな入札公告及び指名通知による入札から適用します。

### ⑤ その他

平成21年7月6日以後の新たな入札公告及び指名通知による入札から、低入札価格調査の調査基準価格を決定するための抽選がなくなります。